（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

**第七十九条**　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後企業担保権実行事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前企業担保権実行事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（実行手続の開始の決定があった後更にされた実行の申立てに関する経過措置）

**第八十条**　改正後企業担保法第二十九条第二項の規定は、改正後企業担保権実行事件における実行手続の開始の決定があった後更にされた実行の申立てについて適用し、改正前企業担保権実行事件における実行手続の開始の決定があった後更にされた実行の申立てについては、なお従前の例による。

（財産明細表の作成又は提出に関する経過措置）

**第八十一条**　改正後企業担保法第三十四条第二項の規定は、改正後企業担保権実行事件における財産明細表の作成又は提出について適用する。

（競売期日及び意見陳述期間等に関する経過措置）

**第八十二条**　改正後企業担保法第四十条から第四十三条までの規定は、改正後企業担保権実行事件における競売期日、意見陳述期間及び競落決定日について適用し、改正前企業担保権実行事件における競売期日及び競落期日については、なお従前の例による。

（配当要求の終期に関する経過措置）

**第八十三条**　改正後企業担保法第五十一条の二の規定は、改正後企業担保権実行事件における配当要求の終期について適用し、改正前企業担保権実行事件における配当要求の終期については、なお従前の例による。

（登記及び登録に関する経過措置）

**第八十四条**　改正後企業担保法第五十四条の規定は、改正後企業担保権実行事件における登記及び登録の申請について適用し、改正前企業担保権実行事件における登記及び登録の申請については、なお従前の例による。

## 第七章　執行官法の一部改正等

### 第一節　執行官法の一部改正

**第八十五条**　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（執行記録等の保管）」に改め、同条第一項中「書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第十八条を次のように改める。

（非電磁的執行記録の閲覧等）

**第十八条**　当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、非電磁的執行記録（執行記録中次条第一項に規定する電磁的執行記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）その他執行官が職務上作成する書類（以下「非電磁的執行記録等」という。）及び職務上保管する書類の閲覧を請求することができる。

2　前項の規定により書類の閲覧を請求するには、最高裁判所規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の非電磁的執行記録の閲覧を請求する場合は、この限りでない。

3　当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、非電磁的執行記録等の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

4　前項の規定により書類の交付を請求するには、最高裁判所規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。

5　第一項の規定による請求は、非電磁的執行記録等若しくは執行官が職務上保管する書類の保存又は執行官の執務に支障があるときは、することができない。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条第一項中「最高裁判所の規則」を「最高裁判所規則」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「最高裁判所の規則」を「最高裁判所規則」に、「第十八条第二項」を「第十八条第四項（第十九条第三項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（電磁的執行記録の閲覧等）

**第十九条**　当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的執行記録（執行記録中法令の規定により執行官の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び次条第一項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。）その他執行官が職務上作成する電磁的記録（以下「電磁的執行記録等」という。）及び職務上保管する電磁的記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的執行記録等に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的執行記録等に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的執行記録等に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（執行官の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

3　前条第二項及び第五項の規定は第一項の規定による請求について、同条第四項の規定は前項の規定による請求について、それぞれ準用する。

（執行官が取り扱つた事務に関する事項の証明）

**第二十条**　当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、執行官が取り扱つた事務に関する事項を記載した書面であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

### 第二節　執行官法の一部改正に伴う経過措置

**第八十六条**　前条の規定による改正後の執行官法第二十条の規定は、施行日以後に取扱いを開始する事務に関する事項の証明について適用し、施行日前に取扱いを開始した事務に関する事項の証明については、なお従前の例による。

## 第八章　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正

**第八十七条**　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第百条第二項、」を削り、「及び第百十一条第二号」に改め、「同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該